

整理番号	2-2-12-1
------	----------

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書

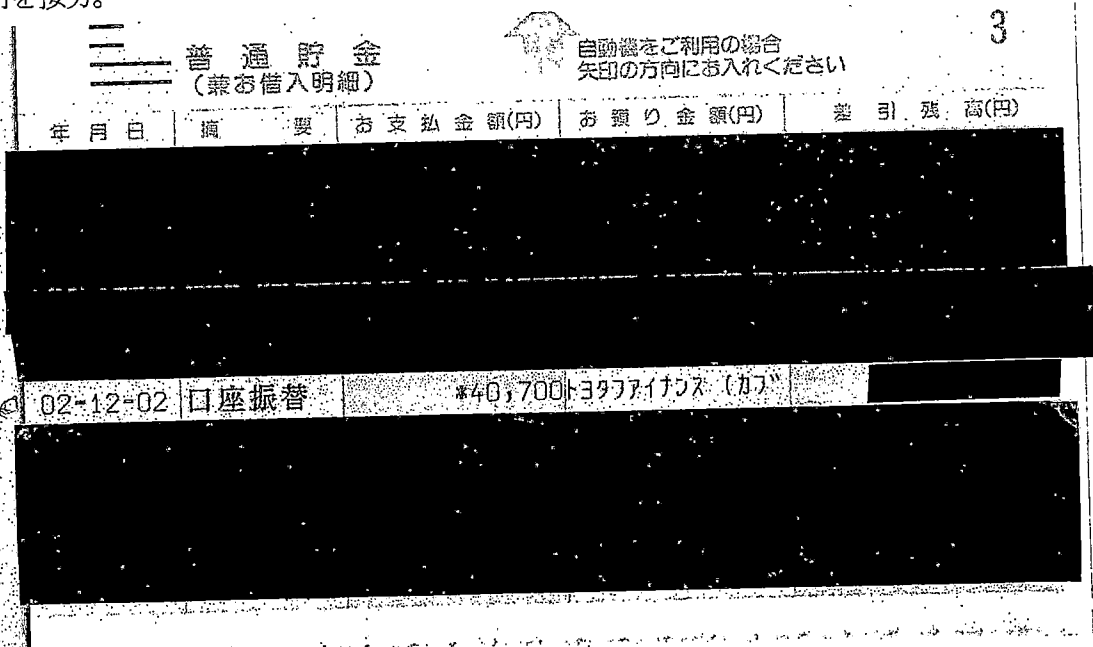
(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和2年12月2日～令和 年 月 日	金 額	10,133 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使 途	令和2年12月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

JAFの1年間会費 2,000 円を按分すると、167 円になる。40,700 円より 167 円引くと 40,533 円。40,533 円を按分。



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会・私用 で1/4	40,533 円	1/4	10,133 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-12-2
------	----------

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)




経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	電気使用料金		
年月日	令和2年12月14日～	年月日	金額 5,895 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の電気料金																						
使途	令和2年12月分電気使用料金																						
政務活動・ 県政との 関連性																							
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;">13</td> <td style="width: 100px;">2-12-14</td> <td style="width: 50px;">BF</td> <td style="width: 100px;">√*11,790</td> <td style="width: 100px;">電気</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td colspan="5" rowspan="10" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr><td>15</td></tr> <tr><td>16</td></tr> <tr><td>17</td></tr> <tr><td>18</td></tr> <tr><td>19</td></tr> <tr><td>20</td></tr> <tr><td>21</td></tr> <tr><td>22</td></tr> <tr><td>23</td></tr> <tr><td>24</td></tr> </table>		13	2-12-14	BF	√*11,790	電気		14						15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
13	2-12-14	BF	√*11,790	電気																			
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/ 2	11,790 円	1/2	5,895 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-12-3
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

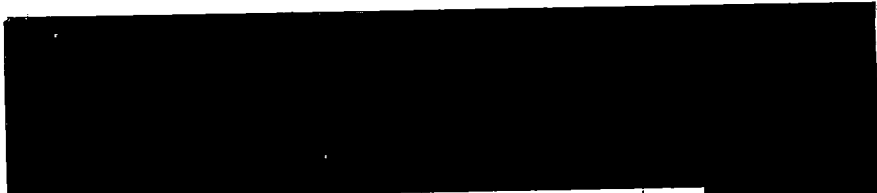
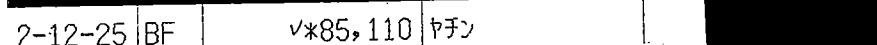

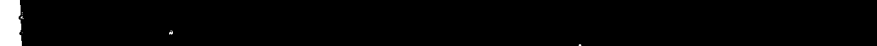
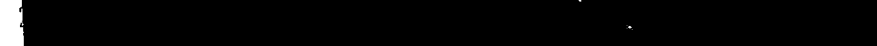
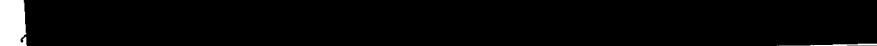
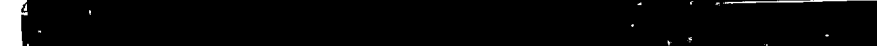
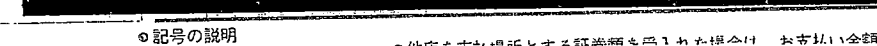
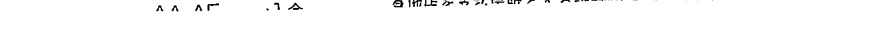


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和2年12月25日~令和 年 月 日	金額	42,500 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和3年1月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》




13				
14				
15				
16				
17				
18	2-12-25	BF	¥*85,110	ヤチン
19				
20				
21				
22				
23				
24				

◎記号の説明 AA AF ... ◎他店をご利用の際は領収書も必ずお持ちください。お支払い金額欄に「タケン」

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	85,000 円	1/2	42,500 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-12-4
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---



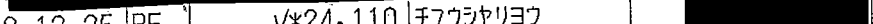

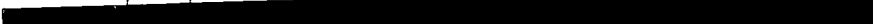
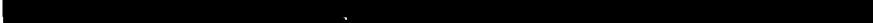
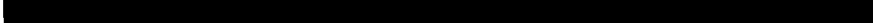
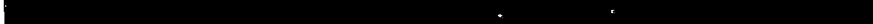
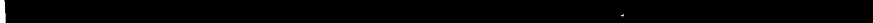
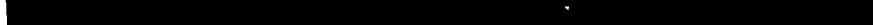
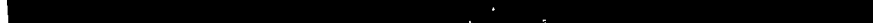
支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	駐車場賃借料		
年 月 日	令和2年12月25日～	年 月 日	金 額 12,000 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための駐車場の賃借
使 途	令和3年1月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》
3台分の駐車料金。

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	2-12-25 BF v*24,110 子カウヤリヨ
20	
21	
22	
23	
24	

◎ 記号の説明

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	24,000 円	1/2	12,000 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-12-5
------	----------

決裁	会派代表者	山田	経理責任者	木内	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和1年12月25日～令和 年 月 日	金額	25,000円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用											
使途	令和2年12月分給与											
政務活動・ 県政との 関連性												
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>令和2年12月分給与支払い明細書</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">明細</td> <td>給与</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差し引き支給額</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> </div>		氏名		給与	50,000円	明細	給与	50,000円			差し引き支給額	50,000円
氏名												
給与	50,000円											
明細	給与	50,000円										
	差し引き支給額	50,000円										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	50,000円	1/2	25,000円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-12-6
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和2年12月25日～令和 年 月 日	金 額	91,083 円

目 的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使 途	令和2年12月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

毎月20日締めのため、11月21日～12月20日で計算。

令和2年12月分給与支払い明細書

		氏 名	
明細	支給分	給与	169,245円
		交通費	12,920円
		支給額計	182,165円
	控除分	雇用保険料	546円
		健康保険料	9,244円
		厚生年金保険料	17,385円
		所得税	2,740円
		住民税	2,900円
		控除額計	32,815円
差し引き支給額			149,350円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/2	182,165 円	1/2	91,083 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-12-7
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	日本経済新聞購読費		
年 月 日	令和2年12月28日～令和	年 月 日	金 額 4,900 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	令和2年12月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にします。

《領収書貼付枠》

〒420-0881
静岡市葵区
北安東1丁目

山田 誠

<金融機関口座振替済>

12-18

領 収 証

(18-01) 【お客様照会番号】

20年 12月分

12/29～1/3の夕刊
と R3年1/2の朝刊
はお休みとなります。

講 読 紙	数	金 額
日本経済新聞	1	4,900
合 計		¥4,900

取次店 上土支店

20年 12月 28日
文字訂正印・領収印無きは無効

軽減税率(消費税8%)対象 *商品は対象外(10%)

ご愛読ありがとうございます
上記新聞代金正に領収致しました




株式会社 新静岡新聞社

本店/静岡市葵区七間町3番地の20
☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)
☎ 0120-40-2083

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	4,900 円	/	4,900 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-2-12-9
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---


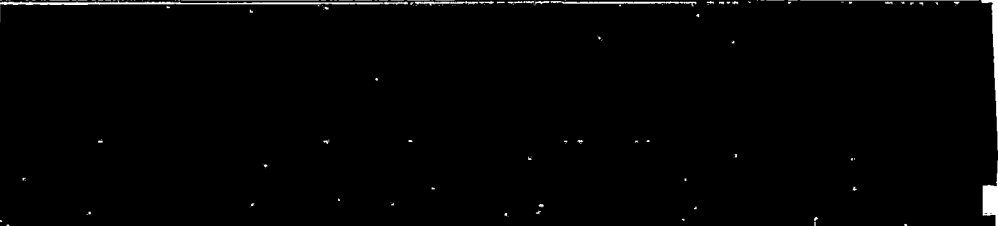

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	社会保険料事業主負担分		
年 月 日	令和3年1月4日～令和 年 月 日	金 額	13,656 円

目 的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用するための社会保険料事業主負担分
使 途	令和2年11月分
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

 普通預金 (兼お借入明細) *差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。 4				
年月日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1		53,941	沖カ休ナリヨウ	
2				
3				
4				
5				
6				
7	D 3- 1- 4	年 金		
8				
9				
10				
11				
12				

1905
み百

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で 1/2	27,312 円	1/2 %	13,656 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-2-12-9

令和2年11月分給与支払い明細書

		氏名	
明細	支給分	給与	176,000円
		交通費	15,770円
	支給額計		191,770円
	控除分	雇用保険料	575円
		健康保険料	9,244円
		厚生年金保険料	17,385円
		所得税	2,920円
		住民税	3,900円
	控除額計		34,024円
差し引き支給額		157,746円	

) 2662919

保険料納入告知額・領収済額通知書

2064



あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号		納付目的年月 令和 2年 11月		納付期限 令和 3年 1月 4日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定			
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金			
18,487	34,770	684			
合計額			¥53,941 円		

令和 2年 10月分 保険料 領収日 令和 2年 11月 30日		令和 2年 11月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
18,487	34,770	684	
合計額		¥53,941 円	

令和 2年 12月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構
静岡)

年金事務所)



420-0882 静岡市 葵区 安東
3-8-35

山田まこと事務所 山田 まこと

様

390139AA 0866521 2/2 CEA1X0433261

(裏面へつづく)

整理番号	2-2-12-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日創研静岡経営研究会年会費 (令和2年4月~令和2年12月分)		
年月日	令和2年4月1日~令和2年12月31日	金額	45,247円

会の趣旨・目的	企業経営を通して地域社会の発展と繁栄に貢献する。 会員の経営スキルと指導力の啓発に努める。
会の活動内容等	例会、委員会、講演会、研修会等を開催し、会員のさまざまなスキルアップや情報交換等を行う。
政務活動・県政との関連性	県政における経済政策等の発展に資するための県内外の経済等の情報収集・勉強会

《領収書貼付枠》

領収書原本は、令和元年度№.(2-2-1-9)に添付済み

(60,000円+330円(手数料) × 9/12ヶ月 = 45,247円)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	107
02.01.31		
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0129	お引出し	¥60,000
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高
キャッシング	手数料	時刻
	¥330	110601128
お振込先明細	シス'オカ ホテン 普通 1409974 ニッソウケンシス'オカケイイケンキョ ウカイ 様 ヤマタ'マコト 様 TEL054-249-3701	

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額を政務活動充当	45,247円	100%	45,247円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

日創研地区経営研究会定款

第1章 総則

第1条 名称

この会は、日創研静岡経営研究会といい、(株)日本創造教育研究所が主催する。

第2条 事務所

この会は、本部事務所を(株)日本創造教育研究所大阪本部に置く。
各地経営研究会は原則として会長、もしくは事務局長の会社に置く。

第3条 目的

この会は、共に学び共に栄える精神に基づき会員のために経営に必要な勉強を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

- (1) 企業経営を通して地域社会の発展と繁栄に貢献する。
- (2) 会員の経営スキルと指導力の啓発に努める。
- (3) 社員に生き甲斐と働き甲斐のある職場環境を提供する。
- (4) 共に学び共に栄える会社づくりをする。

第4条 事業

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 効果的な経営管理システムを創る。
- (2) 収益性の高い企業経営のあり方の研究。
- (3) 社員の意欲を刺激する給与システムの作成。
- (4) 経営者及び社員のリーダーシップ向上や能力開発に関する事業。
- (5) 経営者及び社員の自己表現能力のスキルアップに関する事業。
- (6) 会員相互の経営面における理解と、他地域の経営研究会並びに本部経営研究会との相互親善を増進する事業。
- (7) 公式教材等を用いた企業経営の研究
- (8) 本部会長方針に基づく事業
- (9) その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

第5条 運営の原則

この会はあくまで勉強を主とする会にするために、ゴルフ等の親睦事業は一切行わない。又、会員交流は学ぶことを通して行うものとし、むやみに特別の懇親会を行わない。又、特定の宗教、政党のためにこの会を利用しない。

第2章 会員

第6条 種別

この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員

第7条 正会員

(株)日本創造教育研究所の、実践コース(LT・PSS・PSV)を修了した人で、企業経営の経営者及び経営幹部並びに将来経営幹部を志す人で、この会の一つの理念、二つの目的、三つの誓いに賛同できる人。

第8条 準会員

準会員は、一つの理念、二つの目的、三つの誓いに賛同できる人で、(株)日本創造教育研究所の基礎

コース受講者及び変革コース受講者とする。但し、会員2名の責任ある推薦により、(株)日本創造教育研究所の研修を受講していなくとも準会員になれる。

第9条 会費等の納入義務者
正会員及び準会員は、総会において別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

第10条 入会
会員になろうとする者は、会員2名以上の責任ある推薦により、別に定める「会員資格規定」に基づき、所定の入会申込書を提出しなければならない。入会の諾否は、理事会の決定による。

第11条 退会
退会する場合は、会長に退会届を提出する。また、当該年度の会費を納入していない場合は、納入しなければならない。
会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

第12条 除名
会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) この会の体面を傷つけ、又趣旨に反する行為のあったとき。
- (2) 反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等と関係を有していると認められるとき。
- (3) 会計年度内の会費納入の義務を履行しないとき。
- (4) その他、会員として適当でないと認められたとき。

第13条 抛出金品の不返還
退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

第14条 役員の種類及び選任
この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 5名以上 (会長・副会長及び事務局長を含む)
- (5) 監事 3名以内
- (6) 役員は、正会員のなかから総会において選任する。

理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第15条 役員職務

会長は、この会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定めた順序により会長に事故のあるときは、その職務を代行し会長が欠けたときは、その職務を行う。

事務局長は、事務局を管理運営し、業務を処理する。

理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、事業運営及び財務運営の監査を行う。

第16条 役員任期

役員の内会長の任期は、2年とし毎年1月1日から翌年12月31日までとする。事務局長の任期は、1年とし、毎年1月1日から12月31日までとする。また再任は可能であるが、継続した再任は2回を限度とする。その他の役員任期は、1年とし毎年1月1日から12月31日までとする。また再任されることができる。ただし、補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 役員解任
役員に、役員にふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第18条 顧問及び相談役
この会に、顧問及び相談役を置く事ができる。
顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第19条 事務局
この会の事務を処理するため事務局を置く。
事務局は、事務局長がその責の任に当たる。

第4章 会議

第20条 種別
この会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条 構成
総会は、会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

第22条 権能
総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画の決定
(2) 事業報告の承認
(3) その他この会の運営に関する重要な事項
理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決をしない会務の執行に関する事項

第23条 開催
通常総会は、原則として毎年2月、8月及び12月に開催する。

臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と決めたとき
 - (2) 理事会が招集の必要を決議したとき
 - (3) 5分の1以上の会員より、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 定例理事会は、原則として毎月1回開催し、臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

第24条 招集
会議は、会長が招集する。
総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日10日前までに文書をもって通知しなければならない。

第25条 議長
総会の議長は、会長がこれに当たる。
理事会の議長は、会長又は会長の指名したものがこれに当たる。

第26条 定足数
会議は、総会においては会員、理事会においては理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第27条 議決
 総会の議決は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する事とし、この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

第28条 書面表決等
 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第29条 議事録
 会議の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第30条 例会
 この会は原則として月1回例会を開催する。
 例会の運営については、理事会の決議により定める。

第31条 委員会の設置
 この会は、目的達成に必要な事項を研修、調査、研究、審議又は実施するために委員会を設置する。

第32条 委員会の構成
 委員会は、原則として委員長・副委員長各1名及び若干名をもって構成する。
 委員長は、理事の中から会長が理事会の承認を得て委嘱し、副委員長は、正会員の中から、委員は会員の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。
 会員は、会長・副会長・事務局長及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第5章 資産及び会計

第33条 資産の構成
 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

第34条 資産の管理
 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

第35条 経費の支弁
 この会の経費は、資産をもって支弁する。

第36条 予算及び決算
この会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内にその年度末の貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第37条 事業年度
この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

第38条 定款の変更
この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得た上で、本部理事会の議決を得なければ変更することができない。

第39条 解散及び残余財産の処分
この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経た上で、本部理事会の許可を得て、その地域の公益の団体に寄付するものとする。

第7章 雑則

第40条 委任
この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第41条 届出・承認事項
下記の場合は、届け出て承認を得なくてはならない

1. 協賛・後援依頼
他団体より協賛・後援依頼をうけた時、及び、他団体に対し協賛・後援依頼する時は、各地事務局長より本部専務理事に対し所定の書面にて届け出るものとする。
2. 外部講師講演会及び勉強会等の開催
 - ①日創研関連講師等外部講師の紹介については、各地事務局長より所定の書面によって届け出て本部事務局の確認を得る。
 - ②その他の講師を招聘して行う事業、例会、委員会及び勉強会は、(株)日本創造教育研究所と同様の研修・経営に関するコンサルタント事業を実施している講師を選任及び招聘しない。判断に迷う場合は、事務局長より担当ブロック長へ事業計画書案等を提出の上、担当ブロック長及び本部事務局の確認を得た上で理事会に諮るものとする。

第42条 有料講演会等の料金
有料で行おうとする講演会等のチケット料金は以下の通りとする。

- ①5時間（及び6時間）セミナーは10,000円とする。
- ②外部講師の約2時間のセミナー・講演は2,000円を上限とする。
- ③日創研関連講師またその他の講師による講演料及び講演会料金については別に定める。

第43条
この定款は本部定款に準ずるものである。

第44条
この定款は1995年1月1日より施行したものを2016年11月14日より一部分改定し施行する。

日創研経営研究会 諸規定

日創研静岡経営研究会 運営規定

第1章 目的

第1条
本規定は、日創研静岡経営研究会の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営などに関する事項を規定するものである。

第2章 例会

第2条
例会は、原則として毎月開催し、本部会長方針に基づいた地区会長方針を展開するためのものとする。内容、場所は理事会において決める。

第3条
例会の経理については、例会を担当する委員会が管理し、理事会の決議を経て、事務局長が行う。

第4条
例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第5条
例会の通知は会長が行う。

第6条
例会に出席する場合は、品位ある服装をし、特に定められた場合を除き、所定のネームプレートを着用しなければならない。

第3章 理事会

第7条
理事会は、理事、監事、および会長が出席を要請する正会員で構成する。ただし、監事、相談役、顧問は議決権を有しない。

第8条
定例理事会は、原則として毎月開催する。

第9条
理事会の議長は、会長又は会長の指名したものがこれに当たる。

第10条
理事会の決議は、出席理事の過半数を持って行うものとする。

第11条
理事会は次の事項を議決する。
(1) 総会の招集及び総会に提出すべき議案の決定
(2) 会員の入会および退会の承認
(3) 委員会の決議の承認
(4) 寄付金、募金及び受託事業に関すること

- (5) 諸規定の設定、変更及び廃止
- (6) その他、本会運営に関する重要な事項

第12条

各委員会担当理事は、次の事項を理事会に提出するものとする。

- (1) 前2ヶ月間の委員会の活動状況
- (2) 理事会において決定した事項の執行状況
- (3) その他必要と認められる事項

第13条

理事会の議事は、その経過および決議を議事録に記載し、議長の指名する議事録署名人が署名したうえ事務局に備え付けて置かなければならない。

第14条

理事会の議事録は、総務、会員拡大委員会が作成する。

第15条

理事は、支障あって出席できない時、前日までに事務局長にその旨を届けでるものとする。

第4章 委員会

第16条

定款第31条にもとづき、原則として次の7委員会を設置する。ただし、この委員会は、理事会の承認を経て統合・分割することができる。また、別に必要があるときには、理事会の承認を経て、特別委員会を設置することができる。

- (1) 総務会員拡大委員会
- (2) 経営理念委員会
- (3) 経営戦略委員会
- (4) ありがとう経営推進委員会
- (5) 公式教材活用委員会
- (6) リーダーシップ委員会
- (7) 広報委員会

第17条

総務会員拡大委員会においては、次の事項並びに事務を分掌する。

- (1) 定款、諸規定に関すること。
- (2) 会議録の作成、保管に関すること
- (3) 会員の名簿の作成、保管に関すること
- (4) 公文書の発送、受信、保管に関すること
- (5) 物品備品の保管、管理に関すること
- (6) 予算、決算及び財務に関すること
- (7) 会員継続の意思確認と会費徴収及び管理
- (8) 入会、退会に関すること
- (9) 新入会員のフォローやオリエンテーションの開催
- (10) 会員の慶弔に関すること
- (11) その他諸団体との折衝に関すること
- (12) その他委員会に属さない事項

第18条

経営理念委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) 経営の根本理念に関する研究

- (2) 経営理念の会員相互の発表会の主催
- (3) 経営理念に関する例会運営
- (4) 特別研修への参加及び会員への参加推進

第19条

経営戦略委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) 時代の環境変化に対する経営計画書の作成の推進
- (2) 経営戦略の相互の発表会の主催
- (3) 決算書の発表会の主催
- (4) 経営戦略に関する例会の運営
- (5) 経営の財務内容の分析および健全財務のあり方の研究
- (6) 全国経営発表大会、地区経営発表大会への参加及び会員への参加推進

第20条

ありがとう経営推進委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) ありがとう経営推進・実践についての啓発及び活動
- (2) 顧客満足経営の研究と顧客満足経営の推進
- (3) 社員満足・育成につながる勉強会の開催
- (4) ありがとう経営推進教材及びツールを用いた朝礼の実践
- (5) 朝礼ブロック大会、朝礼全国大会への参加推進
- (6) マネージメントコーチングを活かしたコミュニケーション能力の向上
- (7) 各地経営研究会・会員企業の活性化に関する研究

第21条

公式教材活用委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) 公式教材等の会員企業への普及推進及び啓発
- (2) 公式教材等を用いた勉強会の開催
- (3) 公式教材等を用いた企業経営理念・戦略の研究
- (4) 公式教材等を用いた企業経営者のリーダーシップについての研究
- (5) 公式教材等を用いた本会をPRする広報誌としての活用推進

第22条

リーダーシップ委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) リーダーシップトレーニングに関すること
- (2) 自己啓発、会員訓練に関すること
- (3) リーダーシップ及び5分間のスピーチ
- (4) 経営者の自己表現の訓練
- (5) デイバートの訓練およびデイバート大会の運営
- (6) リーダーシップに関する例会の開催
- (7) 全国大会への参加及び会員への参加促進
- (8) その他の関連事業

第23条

広報委員会においては、次の事業並びに事務を分掌する。

- (1) 会報の発行やWEBによる情報発信に関すること
- (2) WEBやネットワークサービスを生かした企業経営の研究
- (3) ITを生かした企業経営のしくみづくりの研究
- (4) 活動の対外的PRおよび報道関係への連絡
- (5) 例会、その他の事業の写真撮影、記録に関すること
- (6) その他広報活動に関すること

第5章 出席

第24条
会員は、総会、例会及び委員会に積極的に参加しなければならない。

第25条
(株)日本創造教育研究所の研修受講等及び日創研経営研究会業務等の公務のためあらかじめ届け出て、総会、例会、委員会及び理事会に欠席した場合は、出席したものとして取り扱う。

第26条
次の場合、総務会員拡大委員長はその会員に対して出席を催告しなければならない。
(1) 例会に連続3回及び年間を通じて4回無断欠席をした場合
(2) 例会に欠席届を提出した場合であっても、年間を通じて5回欠席した場合

第27条
総務会員拡大委員長の催告にもかかわらず、連続3回正当な理由なくして欠席した場合、総務会員拡大委員長はその会員の氏名、出席不能の理由を理事会に報告する。

第28条
理事会は、総務会員拡大委員長の報告により前条の会員について協議し、次の各号のいずれかの処置を取る。
(1) 当該会員に再度催告をなすと同時にその会員の推薦者にその旨を通知する
(2) 当該会員に本会会員として在籍の意志のなきものと認め退会を勧告する
(3) 総会決議にて除名する

第6章 有料講演会等の料金

第29条 有料講演会等の料金
地区定款第42条③の日創研関連講師及び外部講師、その他の講師の講演料及び講演会料金については別表第1に示す通りとする。

第7章 運営規定の変更

第30条 運営規定の変更
この運営規定は、総会において、総会員の4分の3以上の同意を得た上で本部理事会の議決を得なければ変更することができない。

第8章 雑則

第31条
この運営規定は1995年1月1日より施行したものを2016年11月14日より一部分改定し施行する。

整理番号	2-2-12-11
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日創研静岡経営研究会年会費 (令和3年1月～3月分)		
年月日	令和2年12月30日～令和	年	月 日
金額	15,083 円		

会の趣旨・目的	企業経営を通して地域社会の発展と繁栄に貢献する。 会員の経営スキルと指導力の啓発に努める。
会の活動内容等	例会、委員会、講演会、研修会等を開催し、会員のさまざまなスキルアップや情報交換等を行う。
政務活動・県政との関連性	県政における経済政策等の発展に資するための県内外の経済等の情報収集・勉強会

《領収書貼付枠》

$(60,000 \text{ 円} + 330 \text{ 円 (手数料)}) \times 3 / 12 \text{ ヶ月} = 15,083 \text{ 円}$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
02:12:30		
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0129	お引出し	¥60,000
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高
キャッシング	手数料	時刻
	¥330	14:44:01
お振込先明細のご案内		
シス'オカ ホンテン 普通 1409974 ニツソウケンシス'オカケイイケンキョ ウカイ 様 ヤマタ'マコト 様 TEL054-249-3701		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額を政務活動充当	15,083 円	100%	15,083 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。